

第4回 神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会 次第

平成31年1月28日（月）
午後2時00分～
中播北部クリーンセンター会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

(1) 各評価項目に対する評価方法（案）・評価調書（案）
の修正確認について

(2) 基礎評価・比較評価の結果について

(3) 各委員の総合的評価について

(4) その他

4 閉会 副委員長挨拶

「各評価項目に対する評価方法」修正箇所一覧表

整理番号	ページ	項目	修正箇所	修正内容・理由	備考
1	2、4、5～7、9～12、14～16	各評価項目No.		当初、「基礎評価」と「比較評価」で通しナンバーと一緒に分けたことに伴い修正。 いたが、評価ごとにナンバーを分けて修正。	事務局精査
2	6P	比較評価項目No. 2 危険地域の設定の有無	< 設定根拠等 > の表	評価B「候補地の一部が該当する」 → 整理番号3＜設定根拠等＞の表の評価Bの部分の 修正提案に基づき、同様の表現に修正。 <評価の考え方>	P
3	6P	比較評価項目No. 3 自然環境保全関連法に係る許認可の容易性	< 設定根拠等 >	・設定根拠の文章表現を修正。 ・表の評価Bの部分→当初は「該当するが影響は軽微」として、いたものを「候補地の一部が該当するに修正。(影響が軽微であるかどうかの判断が難しかっため) ・判断基準・方法→すべての判断基準、方法を記載。(「等」ではあいまい)	第2回委員会にて清水委員より提案
4	7P	比較評価項目No.4 その他重要な自然環境の有無	< 設定根拠等 > 及び表	・文章表現を修正。 ・表の評価Bの部分→整理番号3に同じ。 ・表の判断基準・方法の部分→当初は「鳥獣保護区」しかし記載がなかったので、「貴重な動植物の生息する地域」に該当するかも判断基準に加えた。 ・表の下、評価基準の根拠→文章表現の修正。	
5	9P	比較評価項目No.5 指定文化財、埋蔵文化財の有無	< 設定根拠等 > の表	評価Bの部分→整理番号3に同じ。 ・判断基準・方法→文章に「重要文化財」と「所在地」を追記。	事務局精査

6	9P 農業振興地域農用地区域の指定状況	比較評価項目No.6 <設定根拠等>の表	<ul style="list-style-type: none"> ・評価Bの部分→「該当するが除外は可能」を削除。 ・評価Cの部分→「該当し、「該当するが困難」を「該当する」に修正。 <p>除外が「可能」か、「困難」かは町の担当部局の判断や県の許可によるので、客観的に判断できるよう修正。</p>	事務局精査
	10P	(例) 図のC評価	・上記に伴い修正。	
7	10P	比較評価項目No. 8 障害物の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・文章表現を修正。 →障害物の有無については、当初「財政に関する視点」に属していたが、「候補地の現況に関する視点」(工二期に支障をさせずおそれとして評価するなどなつた。)に移動させたため。 ・表の判断基準・方法の中に「線路等」を追記。 	第2回委員会にて植田副委員長より提案
8	11P	比較評価項目No. 9 候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の総合的な評価を行うこととなつたため項目として追加。(「各委員の主觀に基づく評価」を「総合的な評価」に修正。 	第2回委員会にて山村委員長より提案
9	12P	比較評価項目No. 12 道路整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準・方法の部分→文章表現を訂正。 	事務局精査
10	14P	比較評価項目No. 14 財政に関する視点における各委員の総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の総合的な評価を行うこととなつたため項目として追加。(「各委員の主觀に基づく評価」を「総合的な評価」に修正。 	第2回委員会にて山村委員長より提案
11	16P	比較評価項目No. 18 周辺環境に関する視点における各委員の総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の総合的な評価を行うこととなつたため項目として追加。(「各委員の主觀に基づく評価」を「総合的な評価」に修正。 	〃

※ 修正前の「各評価項目に対する評価方法(案)」の5ページに掲載の「市川町の沖積層等厚線図」は市川町の誤りであつたため削除。
 ※ 修正前の「各評価項目に対する評価方法(案)」の15ページに記載の「地域における合意状況」は、地域における合意状況を点数化しないこととなつたため削除。

※ 上記修正(整理番号1~11)に伴い、「評価調書」も整合がとれるよう修正した。

各評価項目に対する評価方法（案）

1. 評価のパターン

2.1 基礎評価

候補地の状況を「評価基準」に当てはめて候補地の基礎的な条件を確認する。

2.2 比較評価

① 定量・絶対評価

数値で表わせる項目に対し、候補地の状況を「法規制や一定の基準等を根拠にした評価基準」に当てはめて得点を決定する。

② 定量・相対評価

数値で表わせる項目に対し、候補地の状況（値）を計算式に代入して得点を算出する。

最も優れた候補地を満点とし、その「最も優れた候補地との乖離」に比例して他の候補地の得点を算出する。

③ 定性・絶対評価

数値で表わせない項目に対し、候補地の状況を「法規制や一定の基準等を根拠にした評価基準」に当てはめて得点を決定する。

※定性・相対評価は設定していない

2. 各評価項目に対する評価方法（案）

2.1 基礎評価

基礎評価項目No.1 活断層との位置関係

＜評価の考え方＞

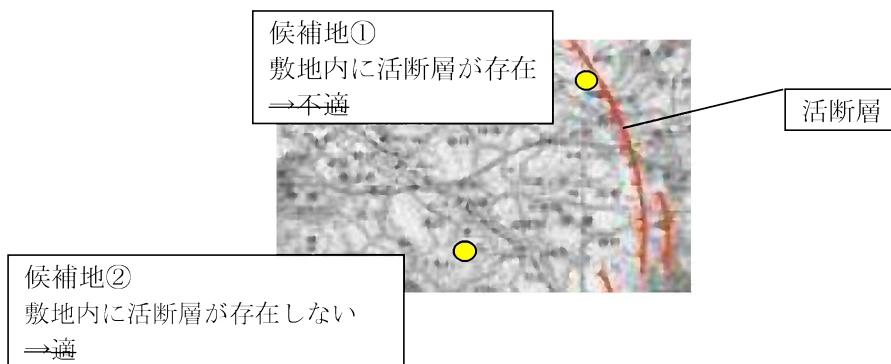
断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない候補地とする。

＜設定根拠等＞

敷地内に活断層が存在する場合は、地震対策の強化や施設を活断層から離す等、施設整備に制限が発生するため。

評価基準	判断基準・方法
敷地内に活断層が存在しない	「日本の活断層」、「近畿の活断層」、「活断層データベース」に記載されている活断層と敷地の位置関係を調査する。
敷地内に活断層が存在する	

(例)



基礎評価項目No.2 災害関連法の指定の有無

＜評価の考え方＞

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、洪水浸水想定区域、河川保全区域といった、法令に基づいて指定された区域に該当しない候補地とする。

＜設定根拠等＞

法令に基づいて指定されている自然災害の危険性が高い区域は、安全性を確保するための対策が必要であるため。

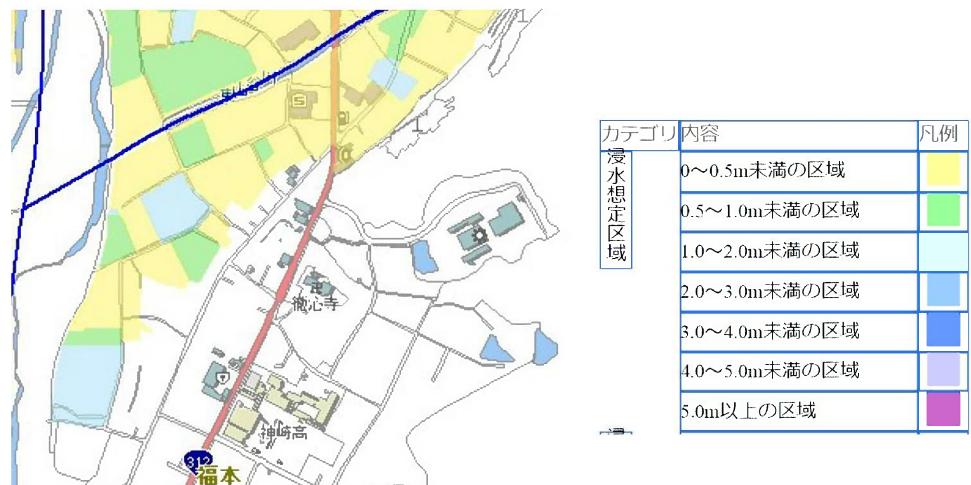
評価基準	判断基準・方法
該当しない	「兵庫県 CG ハザードマップ」において、上記の指定状況を確認する。
該当する	

(例) 土砂災害警戒区域



出典：兵庫県 CG ハザードマップ（黄色枠：土砂災害警戒区域）

(例) 洪水浸水想定区域



出典：兵庫県 CG ハザードマップ

基礎評価項目No.3 敷地の形状

<評価の考え方>

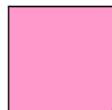
100m×100m の四角形の配置が可能な候補地とする。

<設定根拠等>

施設配置への制限により、建設費が増加するおそれがあるため。

評価基準	判断基準・方法
100m×100m の四角形の配置が可能	現時点の想定において概ね必要とされる施設面積から、100m×100m の四角形の配置が容易であるかを目安とする。
100m×100m の四角形の配置が困難	

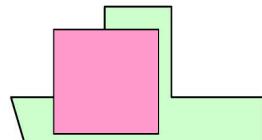
(例)



100m×100m



候補地①



候補地②

配置が可能→適

配置が困難→不適

基礎評価項目No.4 敷地の面積

<評価の考え方>

施設の配置に向けて、平地もしくは造成により 20,000 m²程度の用地が確保できる候補地とする。

<設定根拠等>

施設配置に十分な敷地面積を確保することで、多様な施設配置や緑地帯等といった環境整備が可能となるため。

評価基準	判断基準・方法
平地もしくは造成により 20,000 m ² 程度の用地が確保できる	
平地もしくは造成により 20,000 m ² 程度の用地が確保できない	候補地の面積を確認し評価基準に当てはめる。

評価基準の根拠：募集要項では、応募の条件を「平地もしくは造成により 20,000 m²程度の用地が確保できること。」としている。

2.2 比較評価

比較評価項目No.1 地盤の軟弱度 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。

<設定根拠等>

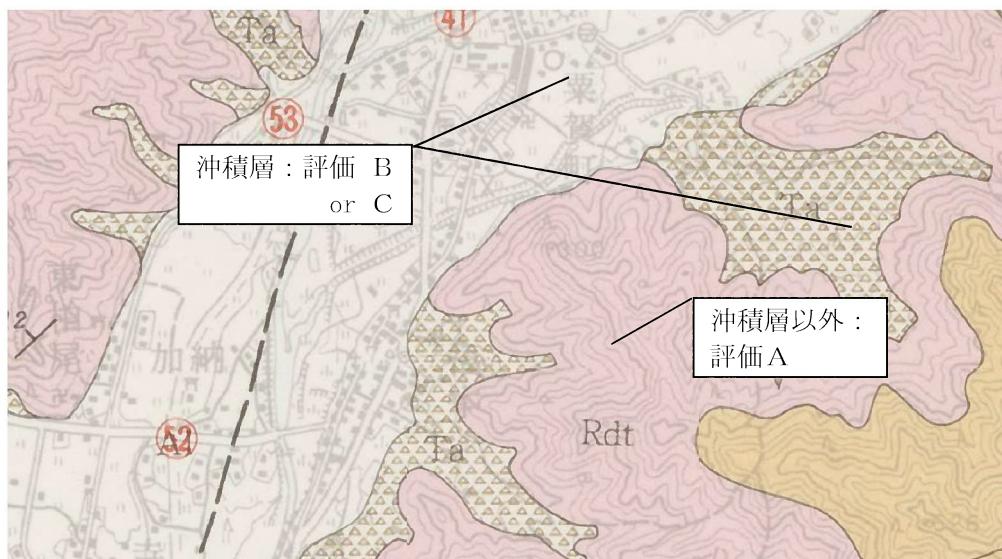
軟弱地盤は地震時に液状化するおそれがあるとともに、施設整備にあたって不等沈下対策が必要となるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	軟弱地盤ではなく、支持力の確保が可能	「5万分の1都道府県土地分類基本調査表層地質図」において、候補地が沖積層とされていない場合はAとする。候補地が沖積層とされている場合は、「沖積層等厚線図」において、沖積層が30mよりも浅い場合（第2種地盤）はB、沖積層が30mよりも深い場合（第3種地盤）はCとする。
B	軟弱地盤ではないが、支持力の確保に課題がある	
C	軟弱地盤であり、支持力の確保は難しい	

評価基準の根拠：「地盤が著しく軟弱な区域を定める基準」として、第3種地盤（腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さがおおむね三十メートル以上のもの、沼沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね三メートル以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね三十年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの）が挙げられているため。

出典：昭和55年建設省告示 第1793号

(例)



出典：5万分の1都道府県土地分類基本調査表層地質図

※一般的に、第四紀沖積世（＝完新世、現世、後氷期、1万年前ないし現在）に堆積した地層を「沖積層」と呼ぶ。

比較評価項目No.2 危険地域の設定の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、山地災害危険区域、土砂災害危険箇所に指定されていない方を優先する。

＜設定根拠等＞

上記に指定されている区域は、自然災害の危険性が高く、安全性を確保するための対策が必要であるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	「兵庫県 CG ハザードマップ」において、上記の指定状況を確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

評価基準の根拠：土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は建築基準法施行令第 80 条の 3 が適用され、国土交通大臣が定める構造方法を用いる等といった建築制限を受けるため。

比較評価項目No.3 自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

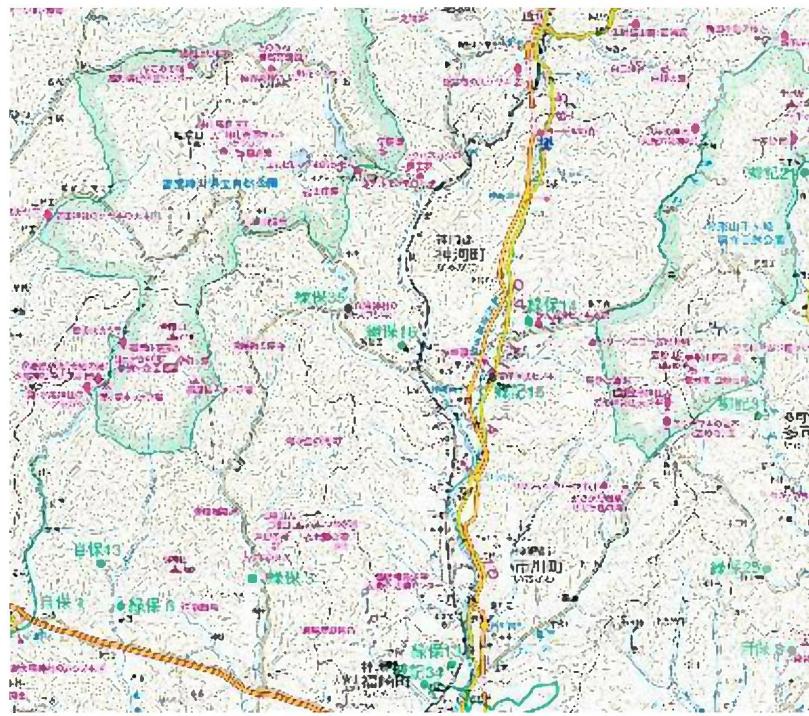
自然環境保全関連法令において地域指定されていない方を優先する。

＜設定根拠等＞

原生の状態を維持している地域や樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を有する地域については、極力現況を保つことが望ましく、指定の状況によっては、工事の際に届出や許可を受ける必要があるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域 ・環境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物 ・風致地区 ・近郊緑地保全区域 ・自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園 上記の地域・地区に該当していないか確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

(例)



兵庫県自然環境保全地域

比較評価項目No.4 その他重要な自然環境の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

重要な動植物の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の生息地）に該当しない方を優先する。

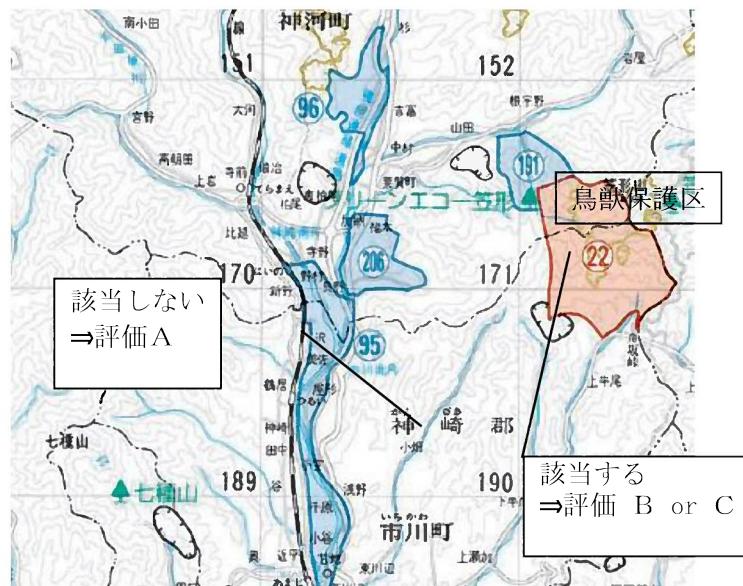
<設定根拠等>

鳥獣保護区や重要な動植物が確認されている地域は、野生動植物の保護や繁殖を図るために保全していくことが望ましい地域であり、指定の状況によっては工事の際に届出や許可を受ける必要があるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣保護法における鳥獣保護区
B	候補地の一部が該当する	<ul style="list-style-type: none">・兵庫県版レッドリストに、「植物群落」、「地形」、「地質」、「自然景観」、「生態系」として掲載されている場所または所在地
C	該当する	<p>上記の地域・地区に該当していないか確認する。</p>

評価基準の根拠：環境省レッドリストおよび兵庫県レッドリストにおいて、生息分布域が図示されていない動植物（種）についてはやむを得ず判断基準から除外した。ただし、建設工事前に実施される環境影響調査において、重要な動植物の生息状況調査が十分に行われるよう、審査講評等で提唱していくものとする。

(例)



出典：兵庫県鳥獣保護区等位置図（H29）

比較評価項目No.5 指定文化財、埋蔵文化財の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

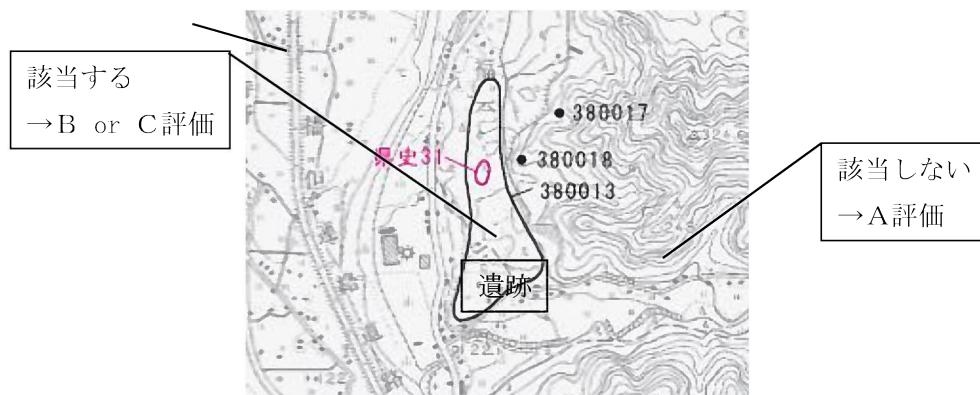
文化財関係法の指定がない方を優先する。

<設定根拠等>

指定文化財、埋蔵文化財は、地域の歴史・文化を継承していくため、将来にわたって保守していくことが望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	各町の文化財情報（例：兵庫県立考古博物館HP）において遺跡や重要文化財に指定されている区域や所在地に該当していないかを確認する。
B	候補地の一部が該当する	
C	該当する	

(例)



出典：兵庫県立考古博物館 HP

比較評価項目No.6 農業振興地域農用地区域の指定状況 評価パターン：①定性・絶対評価

<評価の考え方>

農用地区域に指定されていない方を優先する。

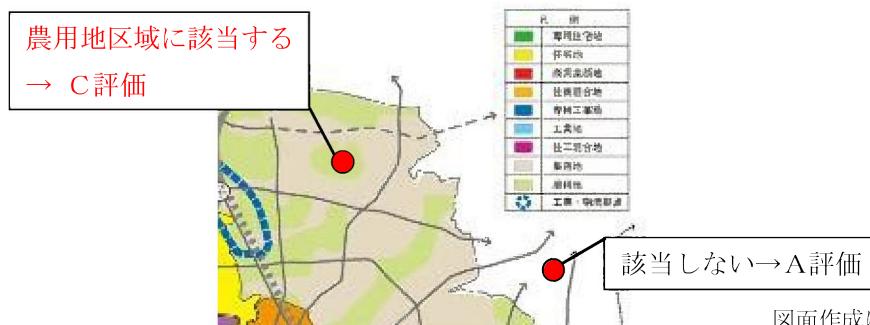
<設定根拠等>

農業振興地域農用地区域は、総合的な農業の振興を目指し、農用地として利用を確保すべき土地と定められているため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	各町の「農用地利用計画図」や「土地利用計画図」により、上記の指定状況を確認する。
B	—	
C	該当する	

評価基準の根拠：農用地区域に指定した土地は、原則としてその用途以外の目的に使用することはできないため。（農業以外の用途に利用する場合は、除外申請が必要）

(例)



図面作成に使用：一宮市 HP

比較評価項目No.7 土地所有者 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

土地所有者が少ない方を優先する。

<設定根拠等>

土地所有者数が少ないと、土地購入の各種手続き等が容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなられている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数=配点×最も少ない候補地の土地所有者数 ÷当該候補地の土地所有者数		土地所有者数を左記の式に代入して算出する。

(例)

最も少ない候補地①の土地所有者数が 10 (人) 、候補地②の土地所有者数が 16 (人) 、配点が 4 点であった場合、

$$4 \times 10 \div 16 = 2.5 \quad \text{となり、候補地①の得点は 4 点、候補地②の評価は 2.5 点となる。}$$

比較評価項目No.8 障害物の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。

<設定根拠等>

障害物がある場合、工期に支障をきたすおそれがあるため。（工事の金額についての影響は「財政に関する視点」で評価を行うため、ここでは評価を行わない。）

評価	評価基準	判断基準・方法
A	敷地内に障害物がない	
B	敷地内に障害物があるが、影響は軽微	障害物の種類や形状を考慮し、個別に判断をする。 障害物の例：鉄塔、送電線、線路等
C	敷地内に障害物があり、影響が大きい	

(例)



敷地内に障害物があるが影響は軽微
→B評価



敷地内に障害物があり、影響が大きい
→C評価

写真引用：<http://60tetto-homerun.at.webry.info/>

比較評価項目No.9 候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価

<評価の考え方>

候補地の現況に関する視点から総合的な評価を行い、候補地として適していると評価された方を優先する。

基本の評価は「B」とし、特に候補地として適していると評価できる場合は「A」、候補地として適していないと評価する場合は「C」の評価とする。なお、「A」、「C」の評価とする場合は、その評価とした理由も記載する。

<設定根拠等>

各候補地の現況について、総合的な評価を行うため。

比較評価項目No.10 造成費及び用役整備費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、造成費及び用役整備費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数=配点×最も安価な候補地の 造成・用役整備費÷当該候 補地の造成・用役整備費		以下の造成費及び用役整備費を合計し、左記の式に当て はめる。 (案) 造成費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費

比較評価項目No.1 1 用地取得費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、土地取得費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数=配点×最も安価な候補地の用地取得概算費用÷当該候補地の用地取得概算費用	(案) 路線価を基に用地取得概算費用を算定し、左記の式に当てはめる。	

比較評価項目No.1 2 道路整備費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

候補地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、道路整備費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数=配点×最も安価な候補地の道路整備費÷当該候補地の道路整備費	(案) 取付道路、必要な拡幅の整備費を基に道路整備費を算定し、左記の式に当てはめる。	

比較評価項目No.1 3 収集運搬効率 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

収集運搬効率がよい（各町の人口重心との直線距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。

<設定根拠等>

ごみ収集運搬経費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	点数=配点×最も値が小さい候補地の値÷当該候補地の値	以下の式によって収集運搬効率を算出し、左記の式に代入する。 なお、収集運搬効率の値は小さいほど効率が良いことを表わす。 (候補地から市川町の人口重心までの直線距離) × (人口割合) + (候補地から神河町の人口重心までの直線距離) × (人口割合) + (候補地から福崎町の人口重心までの直線距離) × (人口割合)
B		※人口割合 各町の人口/3町の人口の合計 (43,200人) <各町の人口> 市川町：約 12,300 人 神河町：約 11,500 人 福崎町：約 19,400 人
C		



各町の人口重心（平成 27 年度国勢調査結果より）

(例)

候補地名	自治体名	人口重心までの直線距離 (km)	人口割合 (概算)	収集運搬効率
候補地①	市川町	5.4	28.47%	1.53738
	神河町	3.2	26.62%	0.85184
	福崎町	10.2	44.91%	4.58082
	合計			5.43266
候補地②	市川町	16.6	28.47%	4.72602
	神河町	8.1	26.62%	2.15622
	福崎町	1.6	44.91%	0.71856
	合計			6.88242

配点が4点の場合、 $4 \times 5.43 \div 6.88 = 3.16$ となり、

候補地①の得点は4点、候補地②の評価は3.16点となる。

比較評価項目No.1 4 財政に関する視点における各委員の総合的な評価

<評価の考え方>

財政に関する視点から総合的な評価を行う。

基本の評価は「B」とし、特に候補地として適していると評価できる場合は「A」、候補地として適していないと評価する場合は「C」の評価とする。なお、「A」、「C」の評価とする場合は、その評価とした理由も記載する。

<設定根拠等>

各候補地の財政に関する視点について、総合的な評価を行うため。

比較評価項目No.1 5 都市計画区域の指定状況 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域を優先する。

<設定根拠等>

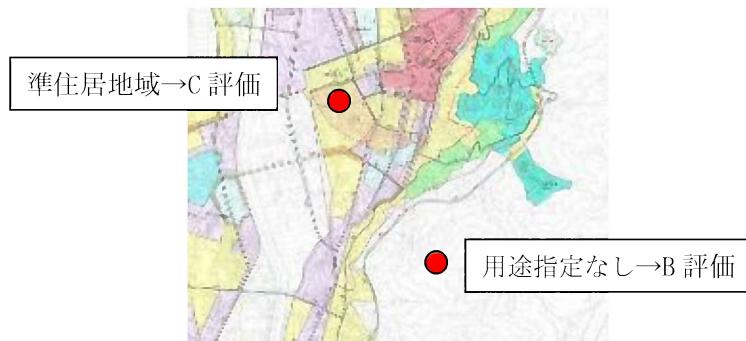
法令に係る許認可等に伴い、事業スケジュールが遅延するおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	工業系の用途地域に指定	
B	用途指定なし	
C	住宅系、商業系の用途地域に指定	各町の「土地利用計画図」において、用途指定を確認する。

評価基準の根拠：「都市計画運用指針」において、ごみ焼却場の立地について、市街化区域が指定されている区域においては、工業系用途地域に設置することが望ましいとされているため。

参考：都市計画運用指針 第8版（国土交通省）

(例)



図面作成に使用：諏訪市都市計画図

比較評価項目No.1 6 住宅との位置関係 評価パターン：①定量・絶対評価

<評価の考え方>

敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。

<設定根拠等>

施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、ごみ処理施設に対する住民感情に配慮するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	半径300m以内に存在しない	「国土地理院地図」を利用して、直近の住宅までの直線距離を計測し、評価基準にあてはめる。
B	半径100m～300mに存在	
C	半径100m以内に存在	

評価基準の根拠：現在の中播北部クリーンセンターと直近の住宅までの距離が約300mであるため、これを基準とした。

(例)



比較評価項目No.1 7 教育・医療福祉施設との位置関係 評価パターン：①定量・絶対評価

<評価の考え方>

教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所（入院施設を有するもの）、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学に対して予想される影響の小さい方を優先する。

<設定根拠等>

施設整備時及び稼働時における騒音・振動や来館・通学者に対する搬出入車両の影響に配慮するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	半径300m以内に存在しない	「国土地理院地図」を利用して、直近の教育・医療福祉施設までの直線距離を計測し、評価基準にあてはめる。
B	半径100m～300mに存在	
C	半径100m以内に存在	

評価基準の根拠：現在の中播北部クリーンセンターと直近の住宅までの距離が約 300mであるため、これを基準とした。

比較評価項目№.1 8 周辺環境に関する視点における各委員の総合的評価

<評価の考え方>

周辺環境に関する視点から総合的な評価を行う。

基本の評価は「B」とし、特に候補地として適していると評価できる場合は「A」、候補地として適していないと評価する場合は「C」の評価とする。なお、「A」、「C」の評価とする場合は、その評価とした理由も記載する。

<設定根拠等>

各候補地の周辺環境に関する視点について、総合的な評価を行うため。

候補地評価調書（案）

候補地名：○○町△△区

2 比較評価

視点	No	評価項目	配点	評価点数			得点	備考
				A	B	C		
候補地の現況に関する視点	1	地盤の軟弱度	5 点	軟弱地盤ではなく、支持力の確保が可能 5点	軟弱地盤ではないが支持力確保に課題がある 3点	軟弱地盤で、支持力の確保が難しい 1点		
	2	危険地域の設定の有無	5 点	該当しない 5点	候補地の一部が該当する 3点	該当する 1点		
	3	自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性	5 点	該当しない 5点	候補地の一部が該当する 3点	該当する 1点		
	4	その他重要な自然環境の有無	5 点	該当しない 5点	候補地の一部が該当する 3点	該当する 1点		
	5	指定文化財、埋蔵文化財の有無	5 点	該当しない 5点	候補地の一部が該当する 3点	該当する 1点		
	6	農業振興地域農用地区域の指定状況	5 点	該当しない 5点	—	該当する 1点		
	7	土地所有者	5 点	点数=配点×最も少ない候補地の土地所有者数 ÷当該候補地の土地所有者数			別紙5にて算出	
	8	障害物の有無	5 点	障害物がない 5点	障害物はあるが影響は軽微 3点	障害物があり影響が大きい 1点		
	9	候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価	5 点	良い 5点	普通 3点	悪い 1点		
45点	10	造成費及び用役整備費	5 点	点数=配点×最も安い候補地の造成・用役整備費 ÷当該候補地の造成・用役整備費			別紙1にて算出	
財政に関する視点	11	用地取得費	5 点	点数=配点×最も安い候補地の用地取得費 ÷当該候補地の用地取得費			別紙2にて算出	
	12	道路整備費	5 点	点数=配点×最も安い候補地の道路整備費 ÷当該候補地の道路整備費			別紙3にて算出	
	13	収集運搬効率	5 点	点数=配点×最も値が小さい候補地の値 ÷当該候補地の値			別紙4にて算出	
	14	財政に関する視点における各委員の総合的な評価	5 点	良い 5点	普通 3点	悪い 1点		
	25点							
周辺環境視点	15	都市計画区域の指定状況	5 点	工業系の用途地域に指定 5点	用途指定なし 3点	住宅系の用途地域に指定 1点		
	16	住宅との位置関係	10 点	半径300m以内に存在しない 10点	半径100m～300mに存在 5点	半径100m以内に存在 1点		
	17	教育・医療福祉施設との位置関係	10 点	半径300m以内に存在しない 10点	半径100m～300mに存在 5点	半径100m以内に存在 1点		
	18	周辺環境に関する視点における各委員の総合的な評価	5 点	良い 5点	普通 3点	悪い 1点		
30点								
合 計			100 点					